

北海学園大学要支援学生に関するガイドライン

1. 目的

本ガイドラインは、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めを尊重し、北海学園大学（以下、「本学」という。）における障害のある学生および特別な支援を必要としている学生（以下、「要支援学生」という。）に対して、修学上のアクセシビリティに関する支援の提供を目指すとともに、アクセシブルな修学環境の全学的推進を目的とする。

2. 定義

本ガイドラインにおける用語の意義は、以下の定めるところによる。

(1) 学生の範囲

このガイドラインにいう要支援学生とは、本学に入学を希望する人、大学生・大学院生、研究生、委託生、特別聴講学生、聴講生および科目等履修生等とする。

(2) 障害のある学生

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下、「障害」という。）がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(3) 特別な支援を必要としている学生

現時点では障害認定を受けていないものの、認定に向けて申請等を行っている学生や障害ではないが社会的少数者に属する等により、修学上相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(4) 社会的障壁

上記(2)および(3)の該当者にとって、日常生活又は社会的生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

3. 責務

(1) 本学は、要支援学生への差別の解消を推進するために、北海学園大学アクセシビリティ支援委員会（以下、「支援委員会」という。）を設置し、要支援学生に対して合理的配慮の提供がなされるよう努める。なお、支援委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(2) アクセシビリティ支援委員長は、要支援学生から配慮・支援内容に対して疑義や不服の申し立てがあった場合には、建設的対話を通じて、合理的配慮の提供を調整するように努める。

(3) 上記(2)を経てもなお要支援学生に対する合理的配慮の調整が不調に終わった場合、本学は当該学生との間での建設的対話を通じてこのガイドラインの考え方に則った共通理解を生み出し、迅速かつ適切に修学上のアクセシビリティ支援が実現できるように努める。

4. 合理的配慮の提供

(1) 支援委員会は、要支援学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意志の表明があった場合において、建設的対話を通じて相互理解を深め、合理的配慮の対応策を検討することとする。

(2) 支援委員会は、個々の場面において、要支援学生に対する合理的配慮を提供するため、事前的改善措置（施設バリアフリー、人材配置等）に努めることとする。

(3) 支援委員会は、要支援学生に提供する合理的配慮について、障害の状態や環境等の変化に応じて、適宜見直しを行うことに努めることとする。

5. 支援の範囲

大学の事業に関する以下の範囲とする。

- (1) 障害のある入学希望者あるいは特別な支援を必要とする入学希望者の入学者選抜に関する相談・支援
- (2) 要支援学生の修学に関する支援
- (3) 要支援学生の就職活動に関する支援
- (4) 要支援学生の大学生活に関する支援
- (5) 学内環境・施設に関する支援

6. 支援の範囲に含まれない内容

- (1) 教育の目的、内容、評価の本質的な変更を伴うもの。
- (2) 過重な負担をとまなうもの。

財政面・体制面等で「過度な負担」がかかると判断されたものは支援の範囲に含めない。なお、判断は以下の側面を踏まえ総合的に行う。

- ①事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ②実現可能性の程度（物理的・技術的制約，人的・体制上の制約）
- ③費用・負担の程度
- ④事務・事業規模
- ⑤財政・財務状況

- (3) 生活支援やそれに伴う経済的援助にかかるもの。

7. 相談体制の整備

支援委員会は、要支援学生およびその家族、関係者からの合理的配慮に関する相談に応じるため、学生部長を委員長とし、各学部教務委員（ただし、特別の事情がある場合は学部選出委員）、学生カウンセリング室長、各学部職員、入試部職員、教務センター職員、学生部職員、図書館職員、キャリア支援センター職員、事務部職員各1名により構成する。

8. 修学支援の流れ

修学支援の流れは以下のとおりとする。

- (1) 修学上の困難や不自由を感じている学生は、所属学部のアクセシビリティ支援委員を通じて、もしくはweb上のアクセシビリティ支援窓口から事前相談を申し込む。
- (2) 学生本人（必要に応じ保護者も同席）と支援関係者（所属学部のアクセシビリティ支援委員、教務委員、関係部局、カウンセラー等）の間で支援のニーズと方向性を確認する。
- (3) 所属学部のアクセシビリティ支援委員から、関係教職員に対し、授業等に関する配慮事項を文書で通知する。
- (4) 関係教職員による配慮、情報支援、教材支援、学習支援などを実施する。
- (5) 試験の特別措置が必要な場合は、「試験の特別措置申請」を所属学部へ提出する。所属学部は必要に応じて特別措置を講じる。
- (6) 大学院生他は上記(1)から(5)を準用するものとする。

9. 配慮・支援内容

主な配慮・支援内容例は以下のとおりであるが、いずれも個々の学生の心身の機能の状況に応じて、建設的対話を通して合理的な配慮を検討し、支援していくものとする。

- (1) 入学前支援

オープンキャンパス参加や入学者選抜において、補聴器の持参使用、問題・解答用紙の拡大、

時間延長、座席位置や形状（身体に合わせた持ち込み机や椅子、座布団の使用を含む）、別室の確保、解答方法（拡大解答用紙の用意やマークシートに替えてマークする部分をレ点で記入して示す）や伝達方法（口頭で伝達する注意事項を文書にして配付あるいは板書）などに関する配慮を行う。

(2) 修学支援

授業中において、授業担当教員および関係教職員が、補聴器の持参使用、座席位置や形状（身体に合わせた持ち込み机や椅子、座布団の使用を含む）、板書・教材支援機器の使用許可やレジュメの配付、教室環境や伝達方法の工夫（口頭で伝達する注意事項を文書にして配付あるいは板書）、ノートテイクやPCテイクの提供、グループワークや体調不良時の対応などに関する配慮を行う。なお、試験においては「試験の特別措置申請」をもとに時間延長、別室受験、座席位置や形状（身体に合わせた持ち込み机や椅子、座布団の使用を含む）、解答方法などに関する配慮を行う。

(3) 進路支援

障害手帳の取得準備や障害者枠での採用と一般枠での採用のどちらを選択するかなど、キャリア支援センターのアクセシビリティ支援委員が中心となって、個別進路相談や就職先紹介、求人開拓、面接練習、外部機関との連携を行う。

(4) 大学生活支援

車両通学の許可や貸出ロッカーの提供、通称使用の許可、学籍上の性別変更、健康診断や更衣室・トイレの使用にあたっての特別配慮を行う。

(5) 学内施設のバリアフリー化

多目的トイレの設置、入口のスライドドア化・自動ドア化、動線の確保・安全ミラーの設置、段差の解消、出入口スロープの屋根設置など、大学構内のバリアフリー化を推進する。

10. 情報公開

支援委員会は、障害のある入学希望者あるいは特別な支援を必要とする入学希望者や在籍する学生等に対して、支援のガイドラインや相談体制等を、ホームページを通じて公開することとする。

11. 研修・啓発

- (1) 支援委員会は教職員に対し、障害のある学生に対して適切に応じるために必要な情報を整備する。
- (2) 支援委員会は教職員および学生に対し、障害を理由とする差別の解消と障害特性についての理解の促進とを目的に、必要な研修・啓発を行うものとする。

12. 秘密保持義務

アクセシビリティ支援委員又はアクセシビリティ支援委員であった者は、正当な理由なく、要支援学生および要支援学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、要支援学生からの同意が得られた場合、学内の教職員に対して、教育上ないし安全確保の観点から必要な範囲内で情報共有を行うことがある。

13. 不服申立て

- (1) 本学は、要支援学生が配慮・支援内容に対して疑義がある場合、不服である場合、もしくは支援委員会と合意した配慮・支援内容が依頼先の教職員・機関等において適切に提供されない場合に、不服申立てを行うことができる不服申立調査委員会（以下、「調査委員会」という。）を窓口として設ける。
- (2) 要支援学生が不服申立てを行う際には、不服理由を記載した不服申立書を調査委員会に対して提出しなければならない。

- (3) 要支援学生は、不服申立書に加えて配慮願の根拠資料（例：主治医による診断書等）および書面での意見提出を行うことができる。
- (4) 調査委員会は、以下に掲げる委員をもって構成する。
- ① 副学長（総務担当）
 - ② 要支援学生が所属する学部（研究科）以外のすべての学部長（研究科長）
 - ③ 学長が指名する者。ただし、アクセシビリティ支援委員長、要支援学生が所属する学部（研究科）の学部長（研究科長）もしくは対象となる機関の機関長およびアクセシビリティ支援委員を除く。
- (5) 調査委員会の長は、副学長（総務担当）とする。
- (6) 調査委員会は、不服申立書に基づき調査を行い、必要と認める場合には、学外有識者（弁護士その他の外部専門家）の意見を伺うことができる。
- (7) 調査委員会は、不服申立てに対する調整結果について、要支援学生に文書で通知する。
- (8) 調査委員会は、合理的配慮の提供が十分でないと判断した場合は、支援委員会に対して配慮・支援内容の改善を勧告することとする。

付 則

このガイドラインは、令和7年4月1日から施行する。